

山田顕義と帝国議会議事堂火災事件

日大生産工 ○高澤弘明

1 まえがき

本学の創設者である山田顕義（1844-1892）は、明治政府の司法部門の責任者として、日本における近代西政法制の導入に携わり、裁判制度の構築にあたっては、司法権の独立や裁判官の身分保障制度といった問題に精力的に取り組んだことでも知られている¹⁾。そこで本報告は、山田のこれらの司法権に対する取り組みが、単に立法作業だけに止まらず、具体的なケースワークにおいても実践されていたということを、山田が司法大臣として対応した明治24（1891）年の帝国議会議事堂火災事件を例にあげて、考察を加えるものである。

2 議事堂火災事件とその訴訟上の問題点

2-1 事実の概要

東アジア初の第1回帝国議会が開かれていた明治24（1891）年1月20日の深夜、議事堂の衆議院側より火災が発生し、完成して間もない議事堂が全焼する事件が起った。火元となった衆議院の事務を統括する曾禰荒助（1849-1910）衆議院書記官長は、直ちに火災原因の調査を始め、第一発見者や消火活動にあたった者の証言から、漏電による出火と断定し、内閣を始めとする関係各所にこれを報告するとともに、一般市民には『官報』の号外で公表した。これに対して、議事堂に電気を供給していた東京電燈会社（以下、東京電燈という）は、火災原因の再調査を曾禰に求めたが、曾禰は、自らが漏電による発火現象を目撃したことを理由に、これを拒否した。そのため一般市民の間に、議事堂の火災原因は漏電であるとする見方が一気に広まり、電気

利用者のなかからは漏電火災を恐れて、契約の解除を求める者が相次ぎ、東京電燈の経営環境は急速に悪化する事態となった。そこで東京電燈は、火災事件から8日後の1月28日、電気への信頼性を取り戻すという目的から、衆議院書記官長の曾禰に対して、20日の漏電発表の訂正を求める民事訴訟を東京地方裁判所に起こした。

2-2 訴訟手続上の問題点

ところで東京電燈が起こしたこの民事訴訟には、訴訟手続上の重大な問題点がみられる。そもそも民事訴訟とは、一般市民間における私生活上の紛争を扱うものである。そのため、当該訴訟の場合、確かに原告の東京電燈は民間企業ではあるが、被告の曾禰の方は、衆議院書記官長という公人であり、漏電発表についても書記官長の公務として行ったことから、実は、東京電燈の訴訟内容は民事事件というよりは、行政事件であって、提訴先も東京地方裁判所ではなく、この当時、行政事件を管轄していた行政裁判所に提訴すべき性質の事件であった。では、なぜ東京電燈は行政裁判所ではなく、敢えて東京地方裁判所に民事訴訟を起こしたのかといえ、その最大の理由は、当時、行政裁判所の管轄権を定めた『行政庁ノ違法処分ニ関スル行政裁判ノ件（明23法106）』の存在が大きく影響したと思われる。というのも、この法令は、行政裁判所の扱うべき事件の範囲を著しく狭めていたことで知られており、このような立法措置を講ずることにより明治政府は、行政訴訟で政府が訴えられるというリスクを減らし、行政権の優位性を図ろうとしていたのであった²⁾。

Akiyoshi Yamada and the Imperial Diet Fire

Hiroaki TAKAZAWA

そのような事情から、東京電燈が火災原因の訂正を求める訴訟を行政裁判所に提起したとしても、当の行政裁判所がこの法令を根拠にして、管轄外を理由に退けてしまう公算が極めて高かったのである。恐らく東京電燈はそれを嫌って、やむを得ず東京地裁に民事訴訟を提起したものであるが、上述の通り、この民事訴訟という選択についても訴訟法上の問題があるため、東京電燈の訴えは、法的救済の途がほとんど閉ざされていたのが実情であった。

3 山田顕義の対応

しかしながら東京電燈にとって幸いなことに、東京地方裁判所はこの訴えを受理し、曾禰書記官長には、出廷を求める召喚状を発した。これに対して被告となった曾禰や、その監督官署でもある当時の第1次山縣内閣（1889-1891）は、東京電燈の訴えを純然たる行政事件とみなし、地裁がこのような訴訟を民事事件として受理することは、明らかな管轄違いにあたると考えていた。そこで山縣内閣としては、まず首相が東京地方裁判所長に対して、東京電燈の訴えを却下するよう要求することとし、その要求案として、「曾禰書記官長ノ所為ハ、職権内ニ於テ適法ニ国家行政事務ヲ執行セシニ外ナラサレハ、全ク行政事件ニシテ司法裁判所ノ裁決スル限ニ無之ト信候。依テ右訴状ハ却下相成ランコトヲ要求ス(句読点報告者)」³⁾とする案文を作成し、このような措置を東京地裁に行う理由としては、東京地裁が「行政権ヲ毀傷セサランカ為メ、斯ノ争議ヲ起スコト、実ニ止ムヲ得サルナリ(句読点報告者)」⁴⁾と説明し、要は東京地裁の一連の対応が、司法権による行政権への干渉行為にあたるとして、山縣内閣はこの事態を行政機関と司法機関との権限争議と位置付けたのであった。そして曾禰に対しては「本件電燈会社ノ私訴ニ対シテハ、衆議院書記官長ノ資格ヲ以テ答弁スヘカラサル儀ト心得ヘシ(句読点報告者)」⁵⁾と、地裁からの召喚には公人の衆議院書記官長曾禰荒助としてではなく、一私人の曾禰荒助として、東京電燈の私的な訴え（民事訴訟）に対応するよう命ずる指令案を作成し、各閣僚には稟議書でその同意を求めた。これに対して、ほとんどの閣僚が同意の署名捺印を行うなかで、ただ1人、同意をせずに独自の対案を示したのが司法大臣の山田顕義であった(写真資料1)。この時、山田が示した対案は、上記

稟議書に貼付された付箋紙から読み取ることができ(写真資料2)、これによると山田は「裁判所ハ訴訟ヲ其管轄事件ナリト認め、或ハ其管轄事件ナルヤ否ヤヲ審明センカ為メニ被告ニ対シテ答弁ヲ命スルノ権利ヲ有セリ。故ニ内閣総理大臣ヨリ訴訟ノ却下ヲ要求セラルハモ、或ハ之レニ応シ得サルヤモ知ルヘカス。寧ロ衆議院書記官長ヨリ本案ニ付テノ弁論前ニ、訴訟法第二百六条ニヨリ無訴権ノ抗弁、或ハ裁判所管轄違ノ抗弁ヲ提出セラルハ穩当ナリト思考ス 顕義 花押(句読点報告者)」と述べ⁶⁾、山田の示した対応策とは、首相が東京地裁に却下要求を行ったとしても、地裁がそれに応じるという確かな保証がないことから、それよりは民事訴訟法（明23法29）第206条の手續に則って、東京地裁が当該事件を受理したことの不当性を、衆議院書記官長の立場から主張すべきとする内容であった。結果的には、この山田意見が採用され、曾禰はこれに従って、衆議院書記官長の資格で東京電燈の訴えに臨むこととなる。

4 山田意見書の意義

この山田意見書のなかで取り上げられた民事訴訟法第206条の規定とは、原告の起こした訴えに対して、被告側の方で訴訟法上の違法性に疑を得た場合には、公判前に書面を以てその主張をすることを認めたもので、具体的には訴権の無い原告が訴えを起こした場合（同条第1号）や、裁判所が管轄外の事件を受理した場合（同条第2号）などがこれにあたる。山田意見書は、東京地裁に対して、この同法第206条第1号と第2号に基づき、東京電燈の訴えの違法性を主張するよう勧めるものであった。そしてこの第206条の指摘が、卑見としては、山田意見書のポイントになるかと思われる。なぜならば、当初、内閣が考えていた訴訟対応は、東京地裁による東京電燈の訴えの受理を、行政権への干渉行為とみなし、行政と司法の権限争議という構図の下で、東京地裁に対して首相が、直接、却下要求をする構えをみせていたことから、そのことと比べれば、行政権への干渉者であり、権限争議の相手方でもある司法機関のルールに則って、行政側の主張を展開するという山田意見書の方法は、内閣案とは歴然とし

た違いをみせている。このような司法手続や司法判断を尊重した山田の姿勢は、司法と行政の完全分離と不干渉、延いては行政優位の意識が強い明治政府部内において、ある意味、特筆すべきものがあり、山田意見書の意義といった場合、この点をあげることができるものと思われる。

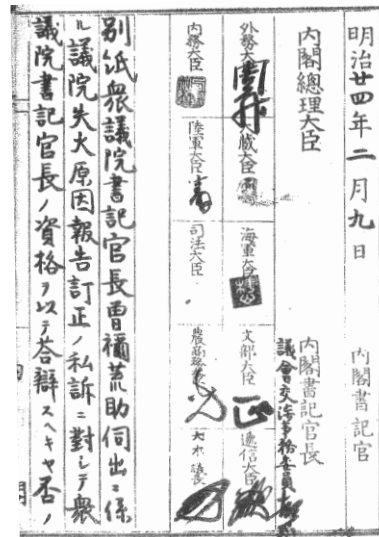
5 まとめ

以上のように東京電燈の訴えに対して、曾禰荒助は、自らは出廷しなかったものの代理人を立て、山田の意見書の通りに衆議院書記官長として、民事訴訟法第206条第1号の定める原告の無訴権に関する抗弁書を提出し、2月27日の東京地方裁判所の判決では、この曾禰の主張が認められ、東京電燈の訴えは退けられという結末となった。その意味においては、東京電燈は唯一と言ってもよい法的救済の途を、門前払いされた格好になるが、その後、東京電燈が上訴をしたり、あるいは行政裁判所に訴訟を提起したかについては、管見の限り、そのような記録を確認することができない。恐らく東京電燈は訴訟活動を断念したと思われる。もっとも東京電燈の訴えは、上述の通り、そもそも受け皿としての訴訟システムが十分ではなく、この点が明治憲法下における行政訴訟法上の不備として、今日の研究者から非難されているところである。

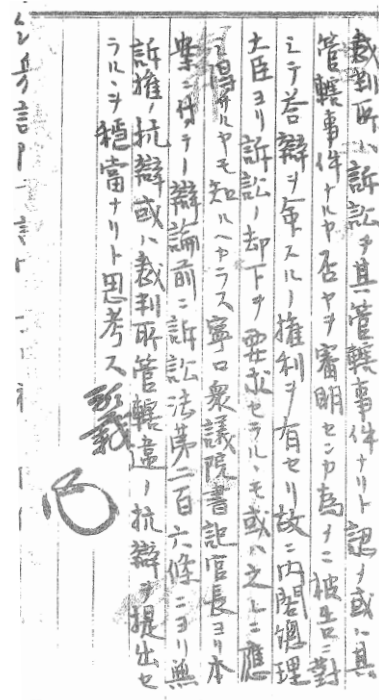
また明治政府の方では、裁判で曾禰や政府の主張が通ったものの、山田意見書で示された訴訟対応には不満を持つ者もあり、例えば、東京電燈の訴訟からわずか1年後の明治25（1892）年9月、第2次伊藤内閣（1892-1896）の内務大臣であった井上馨（1836-1915）などは、曾禰が衆議院書記官長の資格で民事訴訟に臨んだことを、「民事裁判権ノ下ニ立チ、敢テ防訴ノ抗弁ヲ為サ、ルヲ得ザリシガ如キ不穩当ナル先例」と評し、「今日ニ於テ此ノ慣例ヲ挽回シ、行政官ハ行政事件ノ為、民事裁判権之下ニ立ツベキモノニモ非ズ、又民事上ノ責任ヲ負フベキノ限ニ非ズトノ成規ヲ確定」して、今後、行政官が民事訴訟で訴えられた際の対応としては、山田意見書で示された方式を採用すべきではないと述べている⁷⁾。伊藤内閣で、井上がこのような批判を展開した時、山田は明治24（1891）年5月11日に発生した大津事件の責任をとって内閣を去っていたため、井上の主張をどのよ

うに受け止めたか分からないが（ちなみに山田はその6か月後に死去する）、何れにしても、この井上の主張から窺い知れる様に、明治政府の中枢を担っていた人物としては、山田の司法制度に対する姿勢は、大いに際立つものがあり、司法権に対して一定の配慮を示す人物であったと評することができるものと思われる⁸⁾。

[写真資料]



資料1 山田の署名・押印のない稟議書
『公文雑纂・明治24年・第31巻・内閣』
(国立公文書館所蔵)



資料2 山田意見書
『公文雑纂・明治24年・第31巻・内閣』
(国立公文書館所蔵)

[注 記]

- 1) 例えば、稲田正次『明治憲法成立史』下巻、(1994) ,p751.
- 2) 国家学会編『帝国憲法皇室典範義解』,(1889) , pp.102~106.
- 3) 『公文雑纂・明治24年・第31巻・内閣』（国立公文書館所蔵）「曾禰衆議院書記官長ニ係ル電燈会社私訴ノ件」
- 4) 前掲、公文書資料。
- 5) 前掲、公文書資料。
- 6) 前掲、公文書資料。
- 7) 『公文雑纂・明治25年・第6巻・政綱5』（国立公文書館所蔵）
- 8) その意味においては、東京電燈の訴えから3か月後の、明治24（1891）年5月11日に発生した大津事件における山田の対応は、非常に興味深いものがある。

[付 記]

山田顕義の署名と花押について、日本大学本部資料館設置準備室の松原太郎氏からご助言を戴いたことを付記する。